

平成 24 年 10 月 3 日
原子力規制委員会

環境モニタリング結果の評価について（案）

福島第一原子力発電所事故に関する環境モニタリングについては『総合モニタリング計画』（モニタリング調整会議 平成 23 年 8 月 2 日決定、平成 24 年 3 月 15 日、平成 24 年 4 月 1 日改定）に基づき、関係機関がモニタリングを実施。

環境モニタリング結果の評価については、事故直後は、旧原子力安全委員会のブリーフィング時、政府・東京電力統合対策室合同記者会見時において公表。約半年後からは旧原子力安全委員会にて 1 週間に一度モニタリング結果を評価し、ホームページにおいて公表。

今後の評価案

○評価対象

- ・「総合モニタリング計画」に基づき実施された環境モニタリングの結果

○評価方法

<情報の集約>

- ・原子力規制委員会（監視情報課）にて各機関の環境モニタリング情報を集約。

<日常的な確認・評価>

- ・環境モニタリングの結果が得られた都度、内容を確認するとともに、一週間単位で当該機関の環境モニタリング結果を取りまとめ、その評価を実施し原子力規制庁で共有。

なお、異常な事態が発生した場合には、関係機関への連絡、モニタリング結果の内容確認、プレス発表等の必要な対応を速やかに実施。

<定期的な評価と公表>

- ・1 ヶ月に 1 度、原子力規制委員会として、原則、1 ヶ月分の環境モニタリング結果の評価を実施。その評価結果についてホームページにおいて公表。

なお、第 1 回の評価（9 月 19 日～10 月 9 日分）は、10 月 10 日の原子力規制委員会を予定。

以上